

苫小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。

以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿)

第3条 実施機関は、その定めるところにより、個人情報を取り扱う事務について、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を作成しなければならない。

2 実施機関は、帳簿に記載すべき事項に変更があったときは、当該帳簿を修正しなければならない。

3 実施機関は、帳簿に掲載した個人情報を取り扱う事務に関する個人情報の保有をやめたときは、当該事務についての記載を消除しなければならない。

4 実施機関は、帳簿の内容を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。

この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間

及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から28日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の条例で定める手数料は、無料とする。

2 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の全部又は一部を免除することができる。

(審査会への諮問)

第7条 実施機関は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合その他の場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、苦小牧市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第8条 市長は、実施機関に対し、法の施行の状況について報告を求めることが
できる。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(実施機関への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 略